

刑事弁護起案課題

秋山康弁護士の立場に立って，以下の設問に答えて下さい。

(小問1)

秋山弁護士は，被疑者岩川哲（いわかわさとし）に対する詐欺被疑事件の国選弁護人に選任されました（被疑事實は別紙勾留状謄本のとおりの）。秋山弁護士は，早速，被疑者に接見し，被疑者弁護活動を開始しました。平成30年8月22日の初回接見の経過は下記【経過】のとおりです。秋山康弁護士の立場に立って，以下の課題を検討して下さい。

ただし，小問2及び別紙接見メモ記載の事實経過は，本問では考慮しないものとします。

(1) 下線部（ア）（イ）における被疑者の質問に対し，どのように回答するか検討して下さい。起案は求めません。

(2) 平成30年8月22日の初回接見終了時点において，被疑者弁護における今後の弁護方針を検討して下さい。起案は求めません。

【経過】

8月22日 被疑者初回接見

- ・被疑事實に間違いはない。
- ・店の人に代金の支払を請求され，妻のへそくりのことが頭に浮かんだ。家に案内して，そのへそくりで払おうと思った。食べ物を注文する時には，空腹でそこまで頭が回らず。へそくりの具体的な場所や金額は今もわからない。
- ・警察には自ら連絡した。警察官を呼んだのも自分。家にも自ら案内した。
- ・しかし，家には結局お金はなかった。
- ・お金はほとんどない（150円くらい）。
- ・被害弁償をする程の金はない。妻に連絡すれば出来るかもしれない。
- ・しかし，妻は現在妊娠中。子供が生まれているかもしれない。
- ・子供が生まれているかどうかを教えてほしい。
- ・できれば，下着の差し入れがほしい。
- ・妻には本当にごめんなさいと伝えてほしい。
- ・調理師の免許があり，以前日本料理店で働いていたが，今年の3月に解雇され今は無職。
- ・（ア）「この料理店で働いていたとき，給与1か月分くらいが払われていなかったことがある。これを払ってもらえば，示談できるくらいの金になるかもしれない。その料理店と交渉してくれないか？」と質問された。 「 」と答えた。
- ・（イ）今回以外にも無銭飲食したことが何回かある。取調べでしゃべった方がいいか？」と質問された。 「 」と答えた。
- ・かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

(小問2)

秋山弁護士の活動もむなしく、被疑者は起訴され、第1回公判期日が平成30年10月29日に指定されました(起訴内容は別紙起訴状のとおり)。検察官より開示された証拠は別紙検甲及び乙号証のとおりであり、平成30年8月22日から同年10月23日までの接見等の詳細な経過は「接見メモ」のとおりです。引き続き、以下の別紙資料に基づき、被告人国選弁護人に選任された秋山弁護士の立場に立って、以下の課題を検討して下さい。

ただし、小問1記載の事実関係は本問では考慮せず、別紙接見メモ記載の事実関係を前提として下さい。

(1) 以下の検察官請求証拠につき、弁護人としての証拠意見を検討して下さい。起案は求めません。

・検甲第3号証 電話聴取書

(2) 平成30年10月23日、秋山弁護士は、検察官に(1)の証拠につき、不同意とする旨を伝えました。

すると、同日、検察官は、秋山弁護士に対し、「弁第1～3号証につきいずれも不同意とする。弁護人が検甲第3号証につき同意するのであれば、弁第1～3号証につきいずれも同意する。」と通告しました。

秋山弁護士が今後とるべき対応を検討して下さい。起案は求めません。

(3) 平成30年10月29日付弁論要旨を起案して下さい。

なお、**本問では(1)及び(2)の問い記載の事実関係にかかわらず**、第1回公判が以下の予定となっていることを前提として下さい。

ア 冒頭手続

罪状認否において、公訴事実は全面的に認める。

イ 証拠調べ

検察側立証(検甲第1ないし3号証、検乙第1ないし第3号証の取調べ)

※いずれも同意予定

弁護側立証(弁第1ないし第3号証の取調べ、岩川良子の証人尋問、被告人質問)

※事前に、検察官より、書証については全部同意、証人尋問及び被告人質問については「しかるべく」とする旨の連絡をもらっている。

ウ 論告・弁論

この日で審理は終結する予定となっている。

注 司法研修所から支給された教材等、各種資料を参照して差し支えありません。

別紙

起訴状 被害届(検甲1) 被害者のKS(検甲2) 被害者の電話通信書(検甲3)

被告人のKS(検乙1) 被告人のPS(検乙2) 前科調書(検乙3)

事前研修刑事弁護起案資料

示談申出書（弁1） 謝罪文（弁2） 示談書（弁3）

接見メモ

妻からの聞き取りメモ